

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)								(総務省)	
事業名	原子力災害避難住民等交流事業費補助金			担当部局庁	自治行政局、 情報通信国際戦略局		作成責任者		
事業開始・ 終了(予定) 年度	平成23年度			担当課室	行政経営支援室 情報通信政策課		室長 小川康則 課長 渡辺克也		
会計区分	一般会計			施策名	Ⅱ-1 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等 V-4 情報通信技術利用環境の整備				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	東日本大震災復興基本法第3条、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第11条 他			関係する計画、 通知等	東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定)、新たな情報通信技術戦略工程表(平成22年6月22日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定(平成23年8月3日改訂))				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	避難住民の生活の安心・安全、復旧・復興への準備等のために住民とふるさとの関係(きずな)を維持していくことは重要であるため、原子力災害により、市町村の区域以外への避難を余儀なくされている住民と、ふるさとの市町村との関係(きずな)を維持するための、避難元市町村による取組を国として支援するもの。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	指定市町村が原発避難者特例法第2条第3項に規定する「避難住民」及び同法第5項に規定する「特定住所移転者」に対して行う指定市町村との関係(きずな)の維持及び避難住民の一体感醸成のための次のような取組。(補助率1/3) (1) 避難住民の交流の維持事業 ① 新たなコミュニティ設立支援事業、② 既存のコミュニティ維持支援事業、③ 住所移転者協議会に対する支援 (2) ICT地域のきずな再生・強化支援事業 避難元市町村からの情報提供を行うための情報通信環境の構築に対する補助								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
23年度予算額 (単位：百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計				
	—	—	—	542	542				
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) <small>※上段( )内は予算措置の累積に係る見込み</small>	活動指標	単位	23年度活動見込	
	事業実施場所により被災の程度等が異なるため、定量的な目標設定は困難	—	—	—		当該事業における交付件数	件	(1)13 (2)3	
単位当たり コスト	(1)12百万円 (2)131百万円			算出根拠	(1)150百万円÷13件 (2)392百万円÷3件				
事業所管部局による点検									
項目				内容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方の整合性がとられているか。				「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」に関連の記載あり。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				会議等において、原子力被災団体の市町村長等から要望有り。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				避難住民と避難元市町村とのきずなの維持は、市町村が行う事業であり、その取組を国が支援する事業である。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				予算要求中であり、また、各市町村が行う施策に対する補助事業のため、現状では検証が困難だが、本事業は被災自治体からの要望に基づき実施するものであり、各地域の被災状況や地理的環境、社会的事情等に応じた効果的な支援を行うことができると考える。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				本施策は、住民に一番近い基礎自治体である市町村が事業を行い、国はその財政支援を行うものであり、「基本方針」における「復興を担う行政主体は、市町村が基本となるものとする」、「国は、財政等の面から必要な制度設計や支援を責任を持って実施するものとする」といった考え方に合致するものであり、役割分担は明確である。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例、住所移転者に係る措置に関する法律、「復興への提言」、「基本方針」及び「工程表」の趣旨に則った事業である。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				被災市町村において、避難住民の交流の維持に関する取組も見られるようになっているため、迅速な執行が可能である。また、交付額の決定については、交付申請時の内容との整合性を確認した上で適正に額を決定することにより、執行の透明性確保や進行管理を適切に行う。					

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × ×円 / )」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。